## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一①)

政策分野名 【施策名】	国際的な動	助向等に対	対応した食い	品の安全研	雀保と消費	者の信頼	頁の確保			担当		消費·安全局(食料産業局、生産局) 【消費·安全局食品安全政策課/消費者行政·食育課、食料産業局食品製造課(食品企業行動室、基準認証室)、生産局農業環境対策課/畜産振興課】		
政策の概要 【施策の概要】	められてい このため	る中、食品 、①食品の 拡大、②	費に至る- 品の安全と の安全性の 食品表示の	消費者の何向上及び	言頼の確作 生産からネ	保を図る。 肖費に至る	る一連の1	食品供給	行程にお		西体系上の 置付け	食料の安定供給の確保		
政策に関係する内閣の重要 政策			本計画(平原な動向等に			全確保と消	肖費者の作	信頼の確	保		策評価 予定時期	令和3年8月		
施策(1)	科学の進展	<b>異等を踏</b> す	きえた食品の	の安全確保	その取組の	)強化								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	「後始末より未然防止」の考え方を基本とし食品の安全性を向上させる。 このため、農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上で適切なリスク管理措置(注2) ら消費に至る一連の食品供給行程において、科学的知見に基づく取組等を推進する。													
目標①【達成すべき目標】	国産農産物 生管理の第					<b>F要因につ</b>	かて、科	·学的評価	に基づき	設定された耐	容摂取量を超え	ないレベルに抑制し(化学物質)、肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛		
							ごとの目 ごとの事			指標-				
測定指標 	基準値     目標値     年度ごとの実績値       基準     日標     27年度     28年度     29年度     30年度     元年度										測定	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		年度		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度					
カドミウム(注3)の推	7 μg/kg 体重/週 (耐容摂 取量)		耐容摂取量未満	各年度	<b>27年度</b> 耐容損 取量	<b>28年度</b> 耐容摂取量素 満 2.3 μ g/kg体 重/週	29年度 耐容摂 取量未 満 2.3 μ g/kg体 重/週	耐容摂 取量未 満 2.3 µ	耐容摂 取量未 満 2.4 µ	S=-直	づき、「優先的に	、化学物質の毒性、国産農畜水産物における含有実態に関する情報等に基 リスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」(注5)として優先的に実態調査等		
<b>ア</b> カドミウム(注3)の推 定摂取量	体重/週 (耐容摂	年 <u>度</u>	取量未満	年度	耐容摂 取量未 満 2.5 µ g/kg体 重/週	耐容摂 取量未 満 2.3 μ g/kg体 重/週	耐容摂 取量未 満 2.3 µ g/kg体 重/週	耐容摂 取量未 満 2.3 µ g/kg体 重/週	耐容摂 取量未 満 2.4 μ g/kg体 重/週		農林水産省は づき、「優先的に に取り組むべき る。 具体的には、	、化学物質の毒性、国産農畜水産物における含有実態に関する情報等に基 リスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」(注5)として優先的に実態調査等 ビ学物質を明らかにした上で必要に応じ安全性向上対策を策定・普及してい		

	4 pg- TEQ /kg体重/ 日 (耐容摂 取量)	_	耐容摂取量未満	各年度	耐容摂 取量未 満 2.2 pg- TEQ /kg体重 /日	耐容摂 取量未 満 2.1 pg- TEQ /kg体重 /日	耐容摂 取量未 満 1.9 pg- TEQ /kg体重 /日		耐容摂 取量未 満 1.8 pg- TEQ /kg体重 /日	S=一直	その中でカドミウムについては、上記の①から③に必要な調査が実施されており、かつ摂取量推定に必要な調査も行われているため、指標として選択した。また、ダイオキシンについては、環境中に放出される量を減らすことが根本的な安全性向上対策であることから、「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、関係府省が協力して排出削減対策を進めてきたところである。同指針に基づいて、農林水産省は農畜水産物等における汚染実態を調査しており、食品からの摂取量の推定が可能であるため、指標に含めることとした。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
イ ダイオキシン類(注 イ 6)の推定摂取量	把握(	の方法	(2) 魚介 結果(農林 (3) 畜産 結果(農林 (4) 農産 結果(農林 ※食品か	林水産省) 物中のダイ 林水産省) 物中のダイ 林水産省)	オキシン紫 オキシン紫 オキシン紫 キシン類-	預濃度:水 預濃度:畜 預濃度:農 一日摂取量	産物中の 産物中の 産物中の 量調査(厚	ダイオキ ダイオキ ダイオキ 生労働省	シン類含 シン類含 シン類含 シン類含	有実態調査 有実態調査 有実態調査 、日本人の	国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、食品からの摂取量を、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等(TDIやTWI等(注7))を超えないレベルに抑制する必要があることから、各危害要因に設定されている耐容摂取量と推定摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が耐容摂取量を超えていないことを目標値の「耐容摂取量未満」として設定した。 【基準値の設定】 ア カドミウムの耐容摂取量 食品安全委員会により一週間当たり7 µg/kg体重と設定されている。 イ ダイオキシン類の耐容摂取量
達成度合いの 判定方法			害要因の価する。	摂取量を推	計し、 耐	容摂取量	との比較し	こよって旅	重策の効果	:用いて、危 果を把握・評 効性に問題	ダイオキシン類対策特別措置法(注8)により一日当たり4 pg-TEQ/kg体重と設定されている。
肉用鶏農場における ウ 食中毒菌に対する衛 生管理の実施割合	78%	平成26 年度	90%	令和3年 度	-	-	_	85%	87%	S↑−差	【測定指標の選定理由】 農林水産省は、有害微生物による食中毒の発生を未然に防止するため、微生物の病原性、 患者数等の情報をもとに、リスク管理に取り組むべき微生物を明らかにした上で、必要に応じ 食品の生産から消費にわたる段階の、安全性向上対策の検討・策定、普及・周知、有効性の 検証というプロセスを進めている。 これまでの調査結果から、肉用鶏の食中毒菌の保菌率を下げれば、鶏肉の汚染率を下げら れることがわかった。食中毒の原因の一つである鶏肉の安全性向上のため、生産段階の取組 を強化する必要があることから、本指標を設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成25年度に策定した鶏肉の生産衛生管理ハンドブックに記載された主要衛生対策のうち、 最も低い実施率の衛生対策における実施率を「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生 管理の実施割合」とし、測定指標とした。 基準値は、平成26年に実施した肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査 結果から得られた「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合(78%)」から設 定。
	の方法	農林水産	省消費·安	全局が行	·う、肉用鶏	鳥農場を対	対象とした	衛生対策	実施状況ア	ンケート調査によって実施割合を把握。	
	€合いの ②方法								基準値)×10 上90%未満	00 、Cランク:50%未満	

目標② 【達成すべき目標】	生産から	消費に至る	一連の食	品供給行程	足における	5安全管理	の取組の	)強化			
						年度	ごとの目	標値			
   測定指標	基準値	ž	目標値	E		年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
	4,500	平成28	13,500	令和元	-	-	5,500 経営体	8,700 経営体	13,500 経営体		
	経営体	年度	経営体	年度	_	_	4,700 経営体	5,300 経営体	7,200 経営体		【測定指標の選定理由】 GAP(注9)は、
ァ(農産)GAP認証取 得経営体数	把握여	の方法		省生産局記 持点の認証				GAP及び	iJGAPのi	重営主体に各	・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること ・ 大手小売事業者等において、GAP認証(注10)を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、GAPを実践・認証取得する生産者の拡大が極めて重要となっている。
		€合いの ≧方法	年度基準 A'ランク:		Aランク:!					目標値-28 上90%未	(農産) 農産物のGAPに取り組む生産者の増加を客観的に確認可能なGLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及びJGAP(注11)を取得した経営体数を指標として選定した。 (畜産)
		平成28		令和2年	-	-	-	565	1,033		畜産物のGAPに取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な、GLOBALG.A.P.及びJGAPを取得した経営体数を指標として選定した。なお、JGAP家畜・畜産物の基準書については、平成29年3月31日に策定・公表されたところ。
		年度	経営体	度	-	_	_	80 経営体	189 経営体	- 1 /	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 (農産)
イ (畜産)GAP認証取 イ 得経営体数	把握(	の方法	農林水産 営体数を		調べ: 畜産	EGAPの運	営主体に	二各年3月	末時点の	認証取得経	認証取得経営体数は、直近6年間で3倍に拡大しており、これをさらに加速化させるため、基準年(29年3月末時点)から令和元年度までに3倍に増加させる目標を設定した。 (畜産) 認証取得経営体数は、事業実施年度の翌年度である令和2年度までに、畜産専業農家数の
			年度基準 A'ランク:	値)×100	Aランク:!					目標値-28 上90%未	3%水準に増加させる目標を設定した。

食品製造事業者に おけるHACCP(注1 <b>ウ</b> 2)に沿った衛生管 理を実施している事 業者の割合	29%	平成28 年度	80%	令和3年 度	_	_	30%	40% 31%	50% 38%	S↑一差	【測定指標の選定理由】 中小規模層の食品製造事業者におけるHACCP導入率は、平成28年度に33%と着実に増加しているところ。他方、諸外国でHACCPの義務づけが進んでいるという国際情勢と、食中毒件数が下げ止まる中で食品安全の向上という社会的要請に対応していくためには、小規模の事業者も含めてHACCPに沿った衛生管理(「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の両方を指す衛生管理)の普及を図っていくことが重要であることから、小規模の事業者も含めた食品製造事業者全体の取組状況を指標とする必要がある。また、厚生労働省の有識者検討会のとりまとめを受け、業界団体が食品・業態ごとにHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を作成する予定であることから、手引書に従って衛生管理を行っている事業者も含めて導入状況を評価する必要がある。このため、「食品製造事業者とおけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合」を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標値については、HACCPに基づく衛生管理に加え、令和2年度までに概ね全ての食品・業態でHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書が作成され、その上で手引書が整備された食品・業態の事業者が順次HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を導入するものとして設定した。また、平成29年度から令和3年度までに手引書が整備されることにより、導入が加速するものとして設定した。
	把握	の方法	「食品製	告業におけ	·SHACCI	Pの導入状	: 沈実態訓	問査」(農村	木水産省?	食料産業局)	を実施して、導入率を把握する。
		き合いの 全方法									三-基準値(28年度))×100 ニランク:50%未満

施策(2)	食品表示	情報の充領	実や適切な	表示等を	通じた食品	品に対する	る消費者の	の信頼の	確保		
を策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	究明、製	品回収等に	よる問題の	の拡大防止	:等を迅速	に実施で	ぎることに	は、事業者	が社会的	信用に寄与	である。また、食品トレーサビリティにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因のするものである。 よいしまでは、よいでは、食品に対する消費者の信頼の確保を図る。
目標① 【達成すべき目標】	食品表示	の遵守状況	兄の確実な	改善							
測定指標	基準値	4	目標値	-			ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	計算分類	
<b>ア</b> 生鮮食品の「原産	2%	平成25 年度から 平成27 年度まで の平均	1.0%以下	令和2年 度	10%以 下 0.6%	1.8%以下	1.6%以下	1.4%以 下 0.4%	1.2%以 下 0.2%	F↓一直	【測定指標の選定理由】 食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。 これまで、消費者の食品の産地に関する関心の高まりや食品偽装表示事件を受け、生鮮食
, 地」の不適正表示率	把握	の方法		局等が実 況の確認等						巡回して食品 記担握。	品の原産地表示及び加工食品の義務表示事項の適正化に向け、具体的な目標値(10%)を定めてきており、平成24年度時点で、生鮮食品は5.7%、加工食品は9.8%と、ともに10%の目標値を達成したところ。
		€合いの €方法		』ね有効): 生に問題が					合		①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③実際上、過失による一時的な違反が生じうること
加工食品の義務表	5%	平成25 年度から 平成27 年度まで の平均	1.0%以下	令和2年 度	10%以下 2.3%	4.2%以下 下 2.0%	3.4%以 下 1.5%	2.6%以下 1.8%	1.8%以 下 1.3%	F↓一直	を考慮し、また、当時、食品表示法に基づく新たな食品表示基準及び執行体制が検討されていたこと等から、26年度及び27年度の生鮮食品及び加工食品の目標値は、引き続き「10%以下」とし、28年度以降については、食品表示法の施行(平成27年4月)後1年間の監視結果を路まえ、検討を行うこととしていたところ。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成27年度の不適正表示率は、生鮮食品が0.6%、加工食品が2.3%とさらに改善しているが、平成28年度から令和2年度までの目標設定に当たっては、 【10調査対象事業者が毎年度異なること等を考慮し、「平成25年度から平成27年度までの平均」
イ 示事項(品質に関するもの)の不適正表示率	把握	の方法		局等が実施況の確認等						         把握。	①調査対象事業者が毎年度異なること等を考慮し、「平成20年度から平成27年度までの平均」  -を基準値とし、  ②令和2年度の目標値については、更なる引き下げを図るため、生鮮食品及び加工食品ともに  1.0%以下とし、  ③平成28年度から令和元年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での
		₹合いの ₹方法		』ね有効): 生に問題が					合		引き下げを図るものとして設定した。

目標② 【達成すべき目標】	食品トレー	ーサビリティ	の取組の打	広大							
測定指標	基準値		」目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	計算分類	
生産者における農畜 水産物の出荷記録 の保存(基礎トレー サビリティ)の取組率	70%	平成26	75%	令和元	71%	72%	73%	74%	75%	S↑-美	【測定指標の選定理由】 食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていたことから、生産者の取組率を指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
ア 水産物の出荷記録 の保存(基礎トレー		年度	1.5%	年度	73.6%	72.4%	67.0%	62.8%	76.8%	21 21	生産者の取組割合は、平成24年度69.7%、平成25年度68.8%、平成26年度70.1%と横ばいとなっていたところ。 平成27年度は実践的なマニュアル(農業編、畜産業編)を作成し、平成26年度に作成した漁業編と併せ生産者向けのマニュアルが揃ったことから、これらのマニュアルを活用することにより、生産者の出荷記録の保存の取組率を増加させ、全生産者の75%が取り組むことを目標とする。
	把握	の方法	農林水産	省統計部:	:農林水産	<b></b>	たネットワー	ーク事業分	と国調査に	こよる。	
		€合いの 全方法									を準値)× 100%) Cランク:50%未満
	44% 平成26 50%	50%	令和元	45%	46%	47%	48%	50%	S↑-差	【測定指標の選定理由】 食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等に。問題の拡大防止等に資するものであり、特に入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組は、消費者の信頼の確保に大きく寄与するものである	
流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率	11/0	年度	00%	年度	42.6%	44.5%	41.0%	35.7%	40.7%	5 / 定	が、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率は、平成25年度46.1%、平成26年度44.0%と取組が進んでいないことから、この取組率の増加を目標とした。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標値は、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を、全流通加工業者の半数(50%)とする。
	世 <b>曜の方法</b> 農林水		農林水産	省統計部:	:農林水産	<b></b>	たネットワー	ーク事業分	と国調査に	こよる。	
					合(%)=(当該年度実績値-基準値)÷(当該年度 、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上:						

	予算額	計(執行	<b></b> 预)	元年度	関連す		平成31年度
政策手段 (開始年度)	28年度 29 [百万円][百		30年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等	行政事業レビュー ドュー 事業番号
(1) 農薬取締法 (昭和23年)	-	-	-	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	_
(2) 農業改良助長法 (昭和23年)	-	-	-	-	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	_
(3) 肥料取締法 (昭和25年)	_	_	-	-	-	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。	_
日本農林規格等に (4) 関する法律(JAS法) (平成29年)	-	-	-	-	-	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する 取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保 に寄与する。	_
飼料の安全性の確 (5) 保及び品質の改善 に関する法律 (昭和29年)	-	-	-	-	-	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与する。	_

食品の製造過程の 管理の高度化に関 (6) する臨時措置法 (HACCP支援法) (平成10年)	-	_	_	_	(1)-②-ウ	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。	_
牛の個体識別のため の情報の管理及び (7) 伝達に関する特別措 置法 (平成15年)	-	-	_	-	-	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。	-
愛がん動物用飼料 の安全性の確保に 関する法律 (平成21年)	_	-	-	-	-	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与する。	_
米穀等の取引等に 係る情報の記録及び (9) 産地情報の伝達に 関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	-	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。	-
(10) 食品表示法 (平成27年)	-	-	-	_	(2)-①-ア(2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	_
有害化学物質・微生 物リスク管理基礎調 (11) 査事業委託費 (平成18年度) (主)	191 (184)	136 (133)	155 (114)	173		食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性向上対策を策定・実施し、国民の健康保護に寄与する。	0005

消費·安全対策交付 (12) 金 (平成17年度) (関連:元一⑤、⑫)	2,227の 内数 (2,169の 内数)		3,710の 内数 (3,423の 内数)	2,017 の内数	(1)-①-ア (1)-①-ウ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①国産農畜産物の安全性の向上、②伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、①の取組により、食の安全及び安定供給に寄与する。	0058
GAP拡大推進加速 (13) 化事業 (平成30年度) (関連:30-⑪)	-	_	601 (413)	-	(1)-②-ア (1)-②-イ	GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与する。	0007
持続的生産強化対 策事業 (14)(令和元年度) (主、関連:元-⑨、 ⑪、⑫、⑬)		_	_		(1)-②-ア(1)-②-イ	農業者等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援。 GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与する。	新31-0007
GAP拡大推進加速 (15) 化調査事業 (令和元年度)	_	-	-	12	(1)-②-ア	農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(注13)を改訂することにより、国際水準レベルの取組を進めるためのものであり、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与する。	新31-0001
協同農業普及事業 (16) 交付金 (昭和58年度) (関連:元一⑨、⑪)	2,409 (2,409)	,		2,431	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与する。	0132
日本発食品安全管 理規格策定推進事 (18)業 (平成28年度) (関連:元-③,④)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	77	(1)-②-ウ	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援する。この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与する。	0022

食品の品質・安全管 (19) 理サポート事業 (令和元年度) (関連:元-③)	-	_	-	147	(1)-②-ウ	日本の食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の制度化に対応し、国内の品質管理及び消費者の信頼を向上させることで、日本の農林水産物・食品の競争力を強化するため、食品等事業者向けの研修等による人材育成や、最新の知見を取り入れ、食品・業態に即したHACCP手引書の作成を行う。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与する。	新31-0002
産地表示適正化推 進事業委託費 (平成24年度) (主)	15 (14)		35 (34)	38	(2)-①-ア(2)-①-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、効果的・効率的な取締を実施するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託する。これにより、食品表示の適正化に寄与する。	0006
独立行政法人農林 水産消費安全技術 センターに必要な経 費 (平成13年度) (主)	6,806 (6,804)	,	6,641 (6,641)	6,997	(2)-①-イ	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器等を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。	0002
牛肉トレーサビリティ 業務事業委託費 (平成15年度) (主)	234 (231)	230 (228)	233 (231)	235	(2)-②-ア(2)-②-イ	牛肉の流通段階における個体識別番号の適正表示・伝達状況をDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を講ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛トレーサビリティ制度の精度向上に資する方策が講じられ、牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与している。	0003
動物用医薬品対策 事業 (昭和38年度) (主)	77 (71)	84 (69)	80 (77)	73		①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、国際基準への我が国の実態の反映、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料に必要な試験方法のガイドラインの作成、②新技術を活用した安全で効果の高いワクチン、市場規模が小さい家畜(ミツバチ、養殖魚等)用の医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の実用化、化成品の安定供給に関するガイドラインの策定・普及を推進する。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。	0001
生産資材安全確保 対策事業委託費 (平成18年度) (主)	324 (262)	259 (222)	283 (227)	312	-	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施する。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。	0004

安全な農林水産物 安定供給のためのレ (25) ギュラトリーサイエン ス研究 (平成28年度) (関連:元一⑩)	数	108の内 数 (102の内 数)	. 97の内数 : (97の内 **)	94	ı	食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の 行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究として、食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術を 開発するほか、動物疾病・植物病害虫の検査法や発生・まん延を防止するための技術の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的知見を食品安全、動物衛生及び植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な 国産農林水産物の安定供給に寄与する。	0185
政策の予算額[百万円]	8,688 <0>	8,353	8,438	8,895			
政策の執行額[百万円]	8351	8039					

## 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	28年度	額計(執行 29年度 [百万円]	30年度	元年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	平成31年行 政事業レ ビュー 事業番号
【復興庁より】 放射性物質による農 (1) 畜産物等影響実態 調査対策 (平成24年度)	208 (71)	89 (63)	81 (68)	77	-	東日本大震災における原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえ、放射性物質による 農畜産物・特用林産物・農地土壌等への影響の実態を調査することにより、放射性物質による農地土壌等を通じた農畜 産物等の汚染、食品衛生法上の基準値を超える農畜産物等の流通及び消費者への健康被害の未然防止に向けた取 組の推進に寄与する。	0084
【復興庁より】 (2) 福島県農林水産業 再生総合事業 (平成29年度)	-	4,710 (4,710)	4,609 (4,601)	4,740	(1)-②-ア	福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで総合的に支援しており、第三者認証GAPの取得等を推進することにより、生産段階における安全管理の取組に寄与する。	0085

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

## 1. 用語解説

注1	食品のトレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速 に行うことが可能となる。
注2	食品の安全性に関するリスク管理	科学的な知見に基づいてリスク低減が必要なハザードを特定し、全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果など を検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと。
注3	カドミウム	鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属
注4	トータルダイエットスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。
注5	農林水産省が優先的にリスク管理を行う 有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等28種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等6種類が設定されている。
注6	ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。 がイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB+数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。
注7	耐容摂取量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大の摂取量。物質の毒性により1日当たり(TDI: tolerable daily intake)、1週間当たり(TWI: tolerable weekly intake)、又は1ヵ月当たり(TMI: tolerable monthly intake)で定められ、体重1kg当たりの量で表される。主に汚染物質の毒性指標として使われる。
注8	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排出水に 関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を 実施。
注9	GAP(農業生産工程管理)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための、関連する生産工程管理の取組のこと。
注10	GAP認証	第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認された証明のこと。
注11	GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP	GLOBALG.A.P.はドイツのFoodPLUSGmbHが策定したGAP認証。ASIAGAP及びJGAPは一般財団法人日本GAP協会が策定した日本発のGAP認証。
注12	НАССР	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。
注13	農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に 関するガイドライン	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として農林水産省が平成22年4月に策定したもの。